

行政文書公開決定通知書

総 - 180

令和2年6月1日

様

秋田県知事 佐竹 敬久



令和2年5月27日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

| | |
|---------------------------------|--|
| 行政文書の名称 | 新旧対照表方式による条例・規則の一部改正に関し、その手法について定め、又は検討した文書、導入の経緯等が分かる文書（知事からの指示の内容を記載した文書、各課等への事務連絡、議会への説明文書等）その他これらに関連して作成し、又は取得した文書 ①新旧対照表方式の執行状況に関する訪問調査について（H28.3） ②新旧対照表方式に係る総務省省令審査担当者への確認内容の報告（H29.6） ③新旧対照表方式への移行に係る調査票（H30.7） ④規則及び訓令の改正方式の移行について（H30.8） ⑤規則及び訓令の改正方式の移行について（H30.12.1） ⑥規則及び訓令の改正方式の移行について（H30.12.3） ⑦新旧対照表方式の教科書ver1.2（R1.8） |
| 公開の日時 (窓口等での閲覧・視聴・ 交付の場合) | 年 月 日 () 午前 時 分 午後 |
| 公開の方法・場所 | 写しの交付（郵送） |
| 事務担当課所等 | 総務部 総務課 法制班 電話番号 018-860-1055 |
| 備考 | |

注1 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

注2 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課所等へ御連絡ください。

行政文書のコピー代及び郵送料の負担について

先に請求いただいた行政文書公開請求について、担当課にて別添通知書のとおり決定いたしました。つきましては、写しの交付に当たり、次のとおり費用をご負担くださいますようお願いいたします。

1 コピー代及び郵送料

| | 区分 | 単価(円) | 交付枚数 | 金額 |
|--------|------|-------|------|--------------|
| コピー代 | 白 黒 | 10 | 51 | 510 円 |
| | カラー | 40 | | 0 円 |
| その他の媒体 | CD-R | 50 | | 0 円 |
| ①合 計 | | | | 510 円 |
| ②郵送料 | | | | 250 円 |

※交付枚数の計算方法

- ・ A3判を超える大きさの場合は、A3判に換算した枚数とします。
- ・ 両面コピーの場合は、1枚で2枚分として計算します。

2 納付方法

1の金額を次の方法により、お送りください。

- ① コピー代については、**郵便為替**又は**現金書留** → **510 円**
- ② 郵送料については、**郵便切手** → **250 円**

コピー代、郵送料ともにおつりのないようお願いいたします。

おつりが発生した場合は、同額の郵便切手を返送いたしますのであらかじめご了承ください。費用の送付と引き換えに、行政文書のコピーとコピー代の領収書をお送りいたします。

3 費用の送付先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1
秋田県総務部 広報広聴課 情報公開・文書指導班

(担当)

秋田県総務部 広報広聴課
情報公開・文書指導班 古畑
TEL 018-860-4091
FAX 018-860-1072